

議案第111号

三朝町道路占用料徴収条例等の一部改正について

次のとおり三朝町道路占用料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年12月12日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

（三朝町道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 三朝町道路占用料徴収条例（平成17年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>（占用料の還付）</p> <p>第4条 既に納付した占用料は、<u>還付しない</u>。ただし、道路占用者から占用料還付の請求があった場合次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その事実の生じた月の翌月からの占用料を還付することができる。</p> <p>（1） 法第71条第2項の規定により、<u>占用の許可を取り消したとき</u>。</p> <p>（2） 天災その他特別の理由により、<u>道路の占用ができなくなったとき</u>。</p> <p>（3） 占用者が占用の廃止を届け出て道路を原状に回復した<u>とき</u>。</p>	<p>（占用料の還付）</p> <p>第4条 既に納付した占用料は<u>還付しない</u>。ただし、道路占用者から占用料還付の請求があった場合次の各号の<u>1</u>に該当するときは、その事実の生じた月の翌月からの占用料を還付することができる。</p> <p>（1） 法第71条第2項の規定により<u>占用の許可を取り消したとき</u></p> <p>（2） 天災その他特別の理由により<u>道路の占用ができなくなったとき</u></p> <p>（3） 占用者が占用の廃止を届け出て道路を原状に回復した<u>とき</u></p>

(占用料の減免)

第5条 町長は、道路の占有が次の各号のい ずれかに該当する場合は、占用料を減免することができる。

- (1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため占有するとき。
- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のため占有するとき。
- (3) 道路に出入する通路又は排水施設を設けるとき。
- (4) 地先から雨水又は汚水等を排水するために必要な排水管の埋設その他の施設を設けるために占有するとき。
- (5) 前各号のほか町長が特に必要があると認めるとき。

別表（第2条関係）

区分		占用料	
		単位	金額 (円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につ	<u>530</u>
	第2種電柱	き1年	<u>820</u>
	第3種電柱		<u>1,100</u>
	第1種電話 柱		<u>480</u>
	第2種電話 柱		<u>760</u>
	第3種電話 柱		<u>1,000</u>
	その他の柱 類		<u>48</u>
	共架電線そ の他上空に 設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	<u>5</u>
	地下に設け る電線その 他の線類		<u>3</u>
	路上に設け る変圧器	1個につ き1年	<u>470</u>

(占用料の減免)

第5条 町長は、道路の占有が次の各号の1 に該当する場合は、占用料を減免することができる。

- (1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため占有するとき
- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のため占有するとき
- (3) 道路に出入する通路又は排水施設を設けるとき
- (4) 地先から雨水又は汚水等を排水するために必要な排水管の埋設その他の施設を設けるために占有するとき
- (5) 前各号のほか町長が特に必要があると認めるとき

別表（第2条関係）

区分		占用料	
		単位	金額 (円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本1年	<u>770</u>
	第2種電柱	につき	<u>1,200</u>
	第3種電柱		<u>1,600</u>
	第1種電話 柱		<u>690</u>
	第2種電話 柱		<u>1,100</u>
	第3種電話 柱		<u>1,500</u>
	その他の柱 類		<u>53</u>
	共架電線そ の他上空に 設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	<u>7</u>
	地下に設け る電線その 他の線類		<u>4</u>
	路上に設け る変圧器	1個につ き1年	<u>520</u>

	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>290</u>		地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>360</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>950</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,100</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>400</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>450</u>
	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>		広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>950</u>		その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
法第32条 第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20	法第32条 第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140
	外径が0.2メートル以上0.3メー		86		外径が0.4メートル以上1メー		360

	トル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110		外径が1メートル以上のもの		710
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		290				
	外径が1メートル以上のもの		570				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積	950		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積	1,100
		1平方メートルにつき1年				1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積	Aに			
			1平方メートルにつき1年	0.004	を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに	0.006	を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの			Aに	0.008	を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		510				

	地下に設ける通路		310	
	その他のもの		950	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>10</u>	
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1月	<u>100</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア）のうちであるものを除く。	一時的に設けるもの 表示面積 1平方メートルにつき1月	<u>100</u>	
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	
号に掲げる物件	標識	1本につき1年	<u>760</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>100</u>
	幕（政令第7条第2	祭礼、縁日等	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>10</u>

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1日	<u>11</u>	
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1月	<u>110</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア）のうちであるものを除く。	一時的に設けるもの 表示面積 1平方メートルにつき1月	<u>110</u>	
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>	
号に掲げる物件	標識	1本につき1年	<u>850</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>11</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>110</u>
	幕（政令第7条第2	祭礼、縁日等に際し	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>11</u>

	号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1月	100					
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,000					
		その他のもの		510					
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月		100	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1月		110
備考					備考				
1～4 略					1～4 略				
<u>5</u> Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。					<u>5</u> 略				
<u>6</u> 略					<u>6</u> 略				
<u>7</u> 略					<u>7</u> 略				
<u>8</u> 略					<u>8</u> 略				
<u>9</u> 略					<u>8</u> 略				

(三朝町法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 三朝町法定外公共物管理条例（平成15年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削

る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び移動号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(占用料等の徴収等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 既に徴収した占用料等は、これを返還しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合にあっては、当該占用料等の全部又は一部を月割計算により返還することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか</u>、町長が特別な理由があると認めた場合</p>	<p>(占用料等の徴収等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 既に徴収した占用料等は、これを返還しない。ただし、次の各号の<u>1に</u>該当する場合にあっては、当該占用料等の全部又は一部を月割計算により返還することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その他</u>、町長が特別な理由があると認めた場合</p>
<p>(占用許可の特例)</p> <p>第11条 国又は他の地方公共団体が<u>占用等を行おうとするときは、第4条の規定による</u> 占用許可の申請に代えて、あらかじめ町長に協議し、その同意を得なければならない。</p>	<p>(占用許可の特例)</p> <p>第11条 国又は他の地方公共団体が<u>第4条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは</u>、占用許可に代えて、あらかじめ町長に協議し、その同意を得なければならない。</p>
<p>(監督処分)</p> <p>第13条 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対して、占用許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は占用許可物を改築し、若しくは除去し、若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく許可の条件に違反した者</u></p>	<p>(監督処分)</p> <p>第13条 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対して、占用許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは<u>新たな条件を</u>付し、又は占用許可物を改築し、若しくは除去し、若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第3条から第7条まで、第9条、第10条、第12条若しくは第18条の規定又はこれに基づく処分に違反した者</u></p>

(2) 略

2 略

(占有許可の失効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、占有許可は、その効力を失う。

(1) 占有者が死亡し、若しくは所在不明となったとき（相続者がいないときに限る。）、又は占有許可を受けた法人が解散したとき。

(2)及び(3) 略

別表（第7条関係）

1 占用料

区分		単位	金額 (円)
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱		820
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		480
	第2種電話柱		760
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		48
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,000
	その他の塔	占有面積1平方メートルにつき1年	950
水管、下水道管、	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110

(2) 占有許可に付した条件に違反した者

(3) 略

2 略

(占有許可の失効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、占有許可は、その効力を失う。

(1) 占有者が死亡し、若しくは所在不明となったとき、又は占有許可を受けた法人が解散したとき。

(2)及び(3) 略

別表（第7条関係）

1 占用料

区分		単位	金額 (円)
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1年1本につき	770
	第2種電柱		1,200
	第3種電柱		1,600
	第1種電話柱		690
	第2種電話柱		1,100
	第3種電話柱		1,500
その他の柱類	53		
塔類	広告塔	表示面積1㎡1年につき	1,100
	その他の塔	占有面積1㎡1年につき	1,100
水管、下水道管、	外径が0.4m未満のもの	長さ1m1年につき	140

	ガス管その他の管類	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>290</u>
		外径が1メートル以上のもの		<u>570</u>
	標識	1本につき1年		<u>760</u>
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000</u>
	ガス管その他の管類	外径が0.4m以上1m未満のもの		<u>360</u>
		外径が1m以上のもの		<u>710</u>
	標識	1本1年につき		<u>850</u>
	看板又は広告板	表示面積1㎡1年につき		<u>1,100</u>
	通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>70</u>
		略		
	建物その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>130</u>
	略			
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積		<u>5</u>
	放牧場又は魚介養殖場の	1平方メートルにつき1年		<u>2</u>
		その他のもの		
	工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積	<u>7</u>
		放牧場又は魚介養殖場の	1㎡1年につき	<u>3</u>
	その他のもの			
	略			
2 略 備考 略				
2 略 備考 略				

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。